

会津坂下町告示第 10 号

会津坂下都市計画用途地域の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により、会津坂下都市計画用途地域を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

令和 3 年 3 月 1 日

会津坂下町長 齋藤文英

- 1 都市計画の種類
会津坂下都市計画用途地域
- 2 都市計画を変更する土地の区域
 - (1) 第一種住居地域
 - ア 追加する部分
字稲荷塚、大字気多宮字柳田の各一部
 - イ 削除する部分
なし
 - (2) 第二種住居地域
 - ア 追加する部分
大字気多宮字柳田の一部
 - イ 削除する部分
なし
- 3 縦覧場所
会津坂下町字市中三番甲 3 6 6 2
会津坂下町役場建設課

会津坂下都市計画用途地域の変更(会津坂下町決定)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(会津坂下町)

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離 限度	建築物の 高さの 限度	その他 及び 備考
第一種低層住居専用地域	約 7.8ha	5/10 以下	3/10 以下	1.5m	10.0m	2.8%
第一種中高層住居専用地域	約 43.0ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	15.6%
	約 15.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	5.5%
	約 58.0ha	—	—	—	—	21.1%
第一種住居地域	約 91.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	33.1%
第二種住居地域	約 14.3ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	5.2%
近隣商業地域	約 19.0ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	6.9%
商業地域	約 15.0ha	40/10 以下	—	—	—	5.5%
準工業地域	約 35.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	12.7%
工業地域	約 35.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	12.7%
合 計	約 275.2ha	—	—	—	—	100.0%

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

会津坂下都市計画用途地域(新旧対照表)

都市計画用途地域を次のように変更する。

(会津坂下町)

種 類	面 積	建築物の 容積率	建築物の 建ぺい率	外壁の 後退距離 限度	建築物の 高さの 限度	その他 及び 備考
第一種低層住居専用地域	約 7.8ha	5/10 以下	3/10 以下	1.0m	10.0m	3.0% 2.8%
第一種中高層住居専用地域	約 43.0ha	15/10 以下	6/10 以下	—	—	16.5% 15.6%
	約 15.0ha	20/10 以下	6/10 以下			5.7% 5.5%
	約 58.0ha	—	—			22.2% 21.1%
第一種住居地域	約 85.0ha 約 91.1ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	32.6% 33.1%
第二種住居地域	約 6.3ha 約 14.3ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	2.4% 5.2%
近隣商業地域	約 19.0ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	7.3% 6.9%
商業地域	約 15.0ha	40/10 以下	—	—	—	5.7% 5.5%
準工業地域	約 35.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	13.4% 12.7%
工業地域	約 35.0ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	13.4% 12.7%
合 計	約 261.1ha 約 275.2ha	—	—	—	—	100.0%

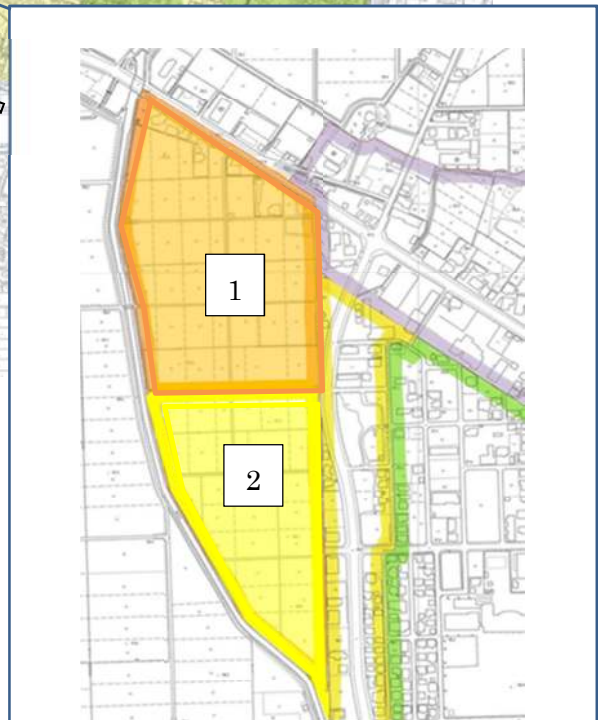
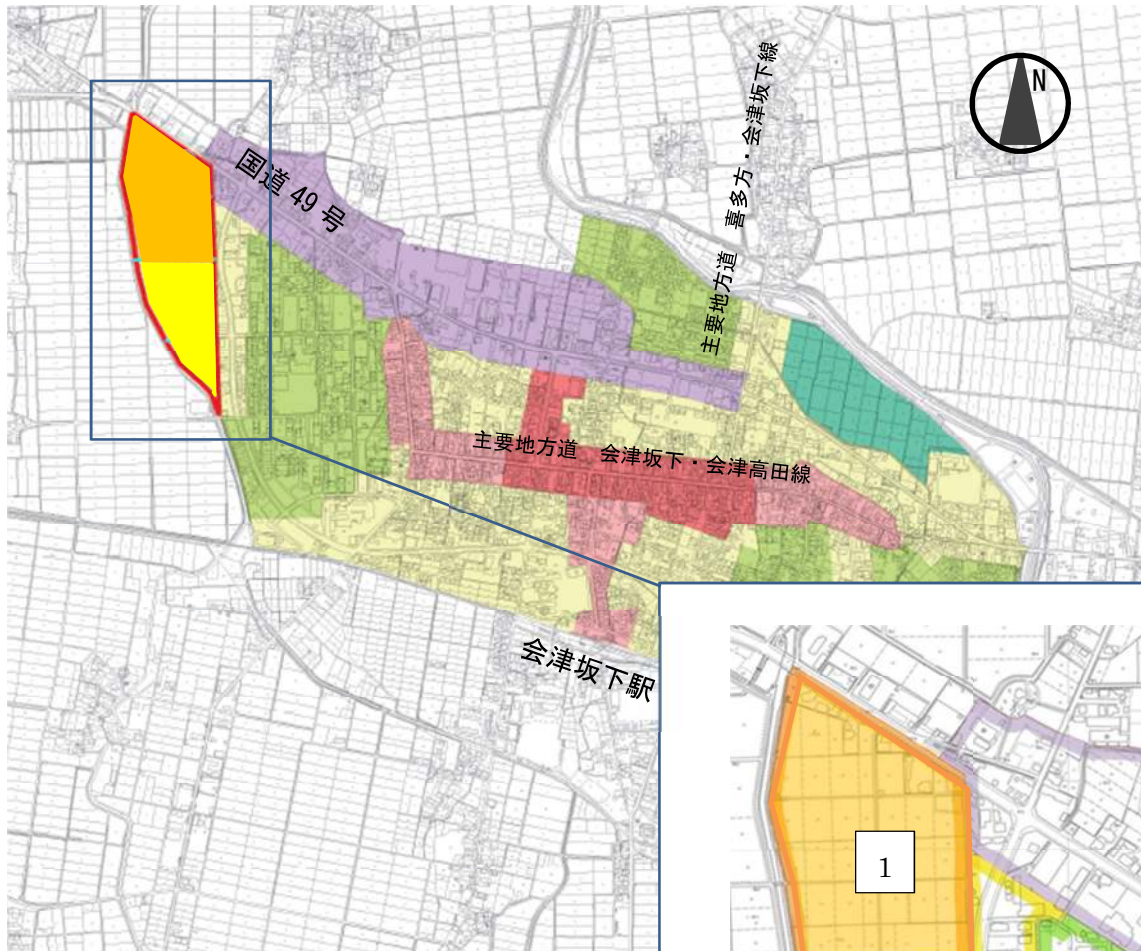
「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

上段：変更前

下段：変更後

会津坂下都市計画用途地域の変更【会津坂下町決定】

概要図



整理番号	種別	面積
1	第二種住居地域 (200/60)	8.0
2	第一種住居地域 (200/60)	6.1

【町決定】用途地域の変更
 字稻荷塚、大字気多宮字柳田地区（新たに用途地域を指定）

【変更理由】
 本地区は、会津坂下町都市計画マスタープランにおいて、公的病院とこれに関連する機能から成る医療・福祉関連市街地として、都市基盤の整備と適正な土地利用を誘導することが位置づけられており、良好な療養環境を将来においても維持していくことが必要であることから、新たに用途地域を指定するもの。